

(3)有料職業紹介事業所（民営）

有料職業紹介事業とは、無料職業紹介以外の職業紹介を行う事業、すなわち、営利を目的とすると否とにかかわらず、職業紹介に関し、対価を徴収して行う職業紹介事業といえます。

有料職業紹介事業は職業安定法第30条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業以外の職業を取り扱うことができます。

原則として、求職者から手数料を徴収することはできませんが、家政婦(夫)、マネキン、配せん人、調理士、モデル、芸能家の職業のみを希望する求職者から求職受付手数料(経過措置)を、芸能家及びモデル並びに年収700万円又はこれに相当する額を超える熟練技能者、経営管理者、化学技術者の職業に就職した求職者から求職者手数料を徴収することが認められています。

(4)労働者派遣事業所

労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ものをいいます(労働者派遣法第2条第1項)。

したがって、派遣元、派遣先及び派遣労働者の三者間は、①派遣元と派遣労働者の間に雇用関係があり、②派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、派遣元が労働者を派遣し、③派遣先は派遣労働者を指揮命令するという関係になります。

労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けることが必要です。(法改正前に特定労働者派遣事業の届出をした事業主は、経過措置により、平成30年9月29日まで、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができます。)

なお、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係業務(紹介予定派遣の場合を除く)については労働者派遣を行うことが禁止されています。

また、派遣元は、派遣労働者の登録に際し、いかなる名義であっても手数料に相当するものを徴収することは出来ません。

(3)及び(4)に関する問い合わせは、

千葉労働局 需給調整事業課 電話 043-221-5500
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階